

安衛則改正の

ポイント

本誌2月号で速報しましたが、厚生労働省は平成31年2月12日、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等を公布しました。修羅、木馬や雪そりによる集材・運材作業に係る規定は公布日に廃止。伐木に関する特別教育に係る規定については平成32年8月1日から、その他の規定については平成31年8月1日から施行されます。また、2月14日には、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日基発0214第9号）の通達が公布されました。今回の特集では、安衛則改正のポイントを施行日順にまとめて解説いたします。

I. 平成31年2月12日施行（以下の条項の削除）

1. 修羅による集材又は運材作業における危険の防止（旧安衛則第481条及び第482条）
2. 木馬運材及び雪そり運材における危険の防止（旧安衛則第485条から第497条まで）

II. 平成31年8月1日施行

3. 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（以下「新安衛則」という。）第151条の89第2項、第151条の125第2項及び第151条の153第2項関係）

伐木等の作業については、一般的に、救急車両等による乗入れが困難である場所で行われることが多く、重とくな労働災害が発生した場合においては、速やかに、救急車両等により、負傷者を搬送できないことが想定されることから、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業を用いて行う作業の各作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加する。

「労働災害が発生した場合の応急の措置」には、関係者への連絡、被災者に対する応急の救護措置等がある。また、「傷病者の搬送の方法」には、救急車両等による傷病者の搬送に加えて、傷病者を救急車両等まで搬送する方法（担架等）を含む。

4. 伐木作業における危険の防止（新安衛則第477条第1項関係）

胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき立木の対象を胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものへと対象範囲を拡大する。

なお、一般的に、立木の伐倒方向を確実なものにするためには、立木を伐倒したい方向に「受け口」を設けることが必要であることから、「受け口」を設けることは、伐倒方向を絞り込み、伐木作業における危険の防止を図るために有効である。また、胸高直径20cm未満の

立木については、新安衛則第477条第1項による規制の対象ではないものの、伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20cm未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましい。

①「伐倒しようとする立木の胸高直径が20cm以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保すること」とは、立木を切り落とし、斜め切りにより伐倒することを死亡災害の発生状況に鑑み禁止するとともに、受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を確保することは伐木の作業を安全に行うために有効であるとされていることから、措置を義務付ける。

②「技術的に困難である場合」とは、偏心が著しい等の立木を伐倒する場合において、本条第1項に定める措置により、当該伐倒を行う労働者の安全を確保することが著しく困難である場合、人命救助等の緊急を要する場合において、同項に定める措置を行うことが困難である場合がある。

③「受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。」については、図1のとおり、受け口と追い口の中間に残る部分を切り残し（つる）といい、この切り残し（つる）の幅（つる幅）が伐根直径の10分の1程度となるように、図1のとおり適当な幅の切り残しを確保する。なお、「つる」の用語については、安衛則第477条第1項第2号において、立木の幹等に絡みつく草等の植物の意味として既に用いられていることから、用語の混同を避けるために、「追い口と切り口の間の切り残し」という意味では用いないこと。また、伐根直径については、立木の根張りを含めるものではないこと。

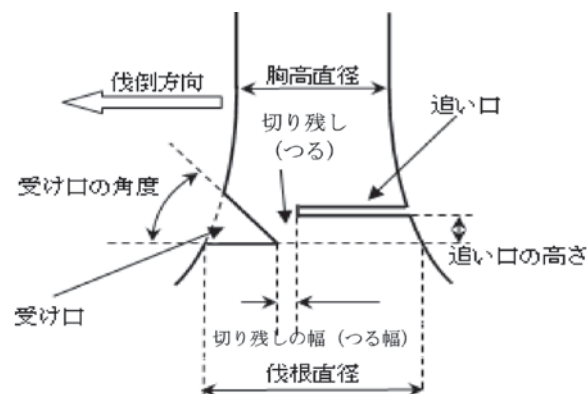


図1 受け口、追い口及び切り残し（つる）の関係

5. かかり木の処理の作業における危険の防止（新安衛則第478条）

かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近したときに、かかり木が落下し、労働災害に被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、かかり木の処理の作業を速やかに行わなければならないものとする。

また、作業の手順や作業の場所によっては、かかり木が発生した場合であっても、やむを得ない事由により、かかり木の処理の作業を速やかに行うことができない場合があることから、この場合には、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止すること。なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わら

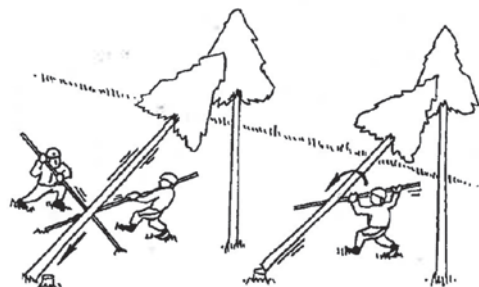


図2 かかり木の処理

ず、より安全にかかり木の処理の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、かかり木の処理の作業に従事することを禁止するものではない。

- ①「伐木の作業を行う場合」には、立木を伐倒する作業のほか、かかり木処理の作業のための段取り作業等を含む。
- ②「既にかかり木が生じている場合」とは、労働者が立木を伐倒しようとする場合において、既にかかり木が存在している場合であること。
- ③「かかり木が生じた場合」とは、労働者が立木の伐倒の作業を行ったことによりかかり木が生じた場合であること。
- ④「速やかに処理することが困難なとき」とは、職長等への作業の支援要請、必要となる機材の搬送等によるかかり木の処理の作業における安全の確保、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の退避等の措置を行うために、かかり木の処理の作業を直に行うことが困難である場合をいうこと。なお、伐木作業を行う場合には、かかり木の処理の作業を安全に行うため、けん引具等の器具を携行することが望ましいこと。
- ⑤「縄張、標識の設置等の措置」とは、かかり木に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所において、当該労働者以外の労働者の立入りを禁止し、当該箇所に縄を張り、又はかかり木の処理を行っている旨標識を設置する等の措置があること。なお、かかり木の状態のままで放置されることがないように規定する趣旨であり、かかり木の処理の作業を速やかに行うことが可能な場合にまで、縄張、標識の設置等の措置を義務付けるものではない。
- ⑥「遅滞なく」とは、職長等への作業の支援要請、必要となる機材の搬送等によるかかり木の処理の作業における安全の確保、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の退避等の措置を講じた後、なるべく早急に、かかり木の処理の作業を行うこと。
- ⑦本条第2項及び第3項は、かかり木処理時に発生する死亡災害は多数に上っていることから、死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」を禁止すること。

(参考1)「かかり木にかかられている立木を伐倒」とは、図3のとおり、かかられている立木を伐倒することにより、当該伐倒木及びかかり木を一体的に伐倒させること。

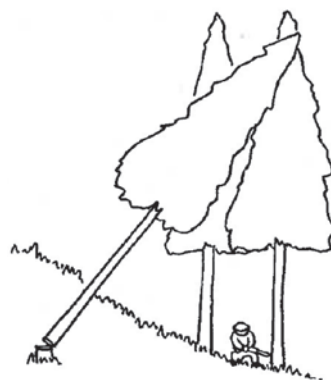


図3

(参考2)「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒」とは、図4のとおり、他の立木を伐倒し、かかり木に激突されることにより、かかり木を外す（いわゆる浴びせ倒し）こと。



図4

(参考3) 図5に示す「かかっている木の元玉切り」(かかっている木について、かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)については、改正省令により禁止するものではないが、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言えないこと。



図5

6. 立入禁止 (新安衛則第481条)

従来から、造林等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止しているが、本条第1項において、かかり木の処理の作業を行っている場所の下方でも、かかり木が転落し、又は滑ることにより危険を生ずるおそれがあることから、同様に労働者の立入りを禁止する。

立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、このような災害を防止するため、本条第2項において、諸外国の基準を踏まえ、立木の根元からその樹高の2倍に相当する距離を設定し、その距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止する。なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わらず、より安全に伐木の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、伐木の作業に従事することを禁止するものではないこと。また、立木を伐倒するときには、立木の伐倒の作業に従事する労働者は、周辺の全ての労働者に合図によりの確に情報伝達を行い、当該伐倒に係る立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者の待避の確認を徹底することが望ましい。

- ①「伐倒木等が激突することによる危険」とは、伐倒木が伐倒する際に近傍の立木の枝等が落下し、労働者に激突すること等を含む。
- ②「他の労働者」には、立木の伐倒の作業に従事する労働者及びその労働者に対して、伐木の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含まない。
- ③新安衛則第478条に定めるかかり木の処理の作業における危険の防止とともに、新安衛則第481条第2項を踏まえ、かかり木の処理の場合であってもかかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止する。
- ④「かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところ」とは、かかり木の直下及びその周辺を含み、当該かかり木等に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所と判断された範囲である。
- ⑤「かかり木の処理の作業に従事する労働者」には、かかり木の処理の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含むこと。

7. 下肢の切創防止用保護衣の着用 (新安衛則第485条)

チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くは、労働者の下肢を切創しているものであるが、チェーンソーの刃(以下「ソーチェーン」という。)が接触しやすい下肢の部分

に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、取り外しができる前掛け状のチャップスであるような労働者の下肢の切創防止用保護衣が普及していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合において、事業者は、防護ズボン、チャップス等の労働者の下肢を防護する保護衣を着用させることを義務付けること。また、労働者に対しても、この場合に着用することを義務付ける。

- ①下肢の切創防止用保護衣については、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本工業規格T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること。また、下肢の切創防止用保護衣については、労働者の身体に合ったサイズのもを着用すること。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないこと。
- ②チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用すること。なお、チャップスについては、作業中の歩行等によりチャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用することが望ましいこと。

Ⅲ. 平成32年8月1日施行

8. 特別教育

(1)対象業務（新安衛則第36条第8号関係）

従前、立木の胸高直径により区分されていた2種類の特別教育を統合し、立木の胸高直径に関わらず、チェーンソーを用いて行う伐木、かかり木の処理及び造材（以下「伐木等」という。）の業務に従事する労働者に対する教育を強化する。

現在、伐木等の業務を行う場合において、作業の効率性等のために、チェーンソーを用いて行うのが一般的であることから、今般の改正により、チェーンソーを用いない伐木等の業務を特別教育の対象業務から除外することとし、特別教育の統合の概要については、表1のとおりである。なお、今般、除外された、チェーンソーを用いない伐木等の業務は、伐木等に熟練した者が宗教施設等に用いる木材を伐木するとき等の特殊な場合に限定的に実施されている現状にある。

(2)特別教育の充実（改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）（以下「新規程」という。）第10条関係）

伐木等の業務に関する特別教育については、以下のとおり、学科教育及び実技教育の科目、範囲及び時間等の細目等の所要の改正を行う。

- ①改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧規程」という。）第10条第2項に定める「伐木作業に関する知識」の科目については、科目の名称を「伐木等作業に関する知識」に改め、その範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加すること。また、時間を3時間から4時間に充実する。
- ②旧規程第10条第3項に定める「伐木の方法」の科目については、科目の名称を「伐木等の方法」に改め、その範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加し、「大径木及び偏心木の伐木の方法」を「伐木の方法」に改めること。また、時間を4時間から5時間に充実する。

表1 特別教育の統合の概要

	胸高直径	20cm未満	20cm以上 70cm未満	70cm以上
チェーンソーを用いて行う場合	①普通木の伐木	●	●	○
	②偏心木の伐木	●	○	○
	③かかり木の処理	●	○	○
	④造材	●	●	●
上記以外	①普通木の伐木	—	—	△
	②偏心木の伐木	—	△	△
	③かかり木の処理	—	△	△
	④造材	—	—	—

(凡例) ○：施行日の前日の時点において、改正省令による改正前の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（以下「旧安衛則」という。）第36条第8号の特別教育の対象となる業務（チェーンソーを用いて行う場合）

△：施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育の対象となる業務（上記○のチェーンソーを用いて行う場合以外の場合）

●：施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の2の特別教育の対象となる業務

—：施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号又は第8号の2の特別教育の対象ではない業務

(注) 新安衛則第36条第8号の特別教育は、「○」及び「●」で示す業務が対象となる。なお、「△」及び「—」で示す業務については対象とならない。

(3)科目の省略（新安衛則第36条第8号及び新規程第10条関係）

労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目の教育を省略することができることから、同条に基づき、次のとおり特別教育を省略することができる。

また、施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了した者のうち、旧規程第10条第2項ただし書きに定めるチェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育を含めて同特別教育を修了した者については、旧安衛則第36条第8号の2の特別教育の修了の有無にかかわらず、新規程第10条第2項及び第3項に規定する科目、範囲及び時間のうち下記の表2及び表3に規定する科目、範囲及び時間を受講することにより、同表に定める科目、範囲及び時間の一部を省略することができる。

施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了した者のうち、旧規程第10条第2項ただし書きに基づき、チェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育を行うことを要しないとされた者については、旧安衛則第36条第8号の2の特別教育の修了の有無にかかわらず、新規程第10条第2項及び第3項に規定する科目、範囲及び時間のうち下記の表4及び表5に規定する科目、範囲及び時間を受講することにより、同表に定める科目、範囲及び時間の一部を省略することができる。

また、施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了していない者であって、旧安衛則第36条第8号の2の特別教育を修了した者については、新規程第10条第2項及び第3項に規定する科目、範囲及び時間のうち表6及び表7に規定する科目、範囲及び時間を受講することにより、同表に定める科目、範囲及び時間の一部を省略することができる。

表2 学科教育

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1 時間
関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1 時間

(注)「法」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、「令」とは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）のこと。以下、表3から表7まで同じ。

表3 実技教育

科目	範囲	時間
伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30 分間

表4 学科教育

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1 時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2 時間
関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1 時間

表5 実技教育

科目	範囲	時間
伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30 分間
チェーンソーの操作	基本操作 応用操作	2 時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2 時間

表6 学科教育

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	2 時間
関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1 時間

表7 実技教育

科目	範囲	時間
伐木等の方法	伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	2 時間

なお施行日の前日までに、新規第10条に規定する特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略できる。

(4)特別教育の講師

特別教育の講師についての資格要件は定めていないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないこと。

改正安衛則の新旧条文（平成31年8月1日施行分）

改正後（傍線部分は改正部分）	改正前（傍線部分は改正部分）
(立入禁止) 第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 (作業計画) 第百五十一条の八十九（略） 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～三（略） 四 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。 (作業計画) 第百五十一条の百二十五（略） 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～六（略） 七 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号の事項について関係労働者に周知させなければならない。 (作業計画) 第百五十一条の百五十三（略） 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～五（略） 六 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。 (伐木作業における危険の防止) 第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立	(立入禁止) 第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業（車両系木材伐出機による作業を除く。以下この節において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 (作業計画) 第百五十一条の八十九（略） 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～三（略） (新設) 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。 (作業計画) 第百五十一条の百二十五（略） 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～六（略） (新設) 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第四号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。 (作業計画) 第百五十一条の百五十三（略） 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～五（略） (新設) 3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第三号及び第五号の事項について関係労働者に周知させなければならない。 (伐木作業における危険の防止) 第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第四百七十九条において同じ。）

改正後（傍線部分は改正部分）	改正前（傍線部分は改正部分）
木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。 一・二（略） 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が<u>二十センチメートル以上</u>であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、<u>適当な深さの追い口</u>を作ること。<u>この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。</u> 2（略） （かかり木の処理の作業における危険の防止） <u>第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。</u> <u>2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。</u> <u>3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。</u> （伐倒の合図） <u>第四百七十九条（略）</u> 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を<u>行わせ</u>、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。 3（略） （造材作業における危険の防止） <u>第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。</u>	を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。 一・二（略） 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が<u>四十センチメートル以上</u>であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。 2（略） 第四百七十八条 削除 （伐倒の合図） <u>第四百七十九条（略）</u> 2 事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下<u>本条</u>において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を<u>行なわせ</u>、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。 3（略） （造材作業における危険の防止） <u>第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下この条において同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。</u>

改正後（傍線部分は改正部分）	改正前（傍線部分は改正部分）
2（略） （立入禁止） 第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、<u>かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）</u>を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 2 <u>事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。</u> 3 <u>事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。</u> （下肢の切創防止用保護衣の着用） 第四百八十五条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。 2 <u>前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。</u> 第四百八十六条から第五百十七条まで 削除	2（略） （立入禁止） 第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、<u>造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）</u>を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。 （新設） （新設） 第四百八十五条から第五百十七条まで 削除

改正安衛則の新旧条文（平成32年8月1日施行分）

改正後（傍線部分は改正部分）	改正前（傍線部分は改正部分）
（特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一～七の二（略） 八 <u>チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務</u> （削る）	（特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一～七の二（略） 八 <u>胸高直径が七十センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が二十センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかつてある木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務（第六号の二に掲げる業務を除く。）</u> 八の二 <u>チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。）</u>

安全衛生特別規程の新旧条文（平成32年8月1日施行分）

改正後（傍線部分は改正部分）

（伐木等の業務に係る特別教育）

第十条 安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木等作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	四時間
（略）		

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木等の方法	伐木の方法 かかり木の処理方法 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	五時間
（略）		

（削る）

改正前（傍線部分は改正部分）

（伐木等の業務に係る特別教育）

第十条 安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。ただし、安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に従事する者のうちチェーンソーを用いて当該業務に従事する者以外の者については、チェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育は、行うことを要しないものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法 伐倒の合図 退避の方法 かかり木の種類及びその処理	三時間
（略）		

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。ただし、前項ただし書に規定する者については、チェーンソーの操作及びチェーンソーの点検及び整備の科目の教育は、行うことを要しないものとする。

科 目	範 囲	時 間
伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木の方法 かかり木の処理方法	四時間
（略）		

第十条の二 （略）

厚生労働省では、2月14日安衛則の改正に関連し、以下3つのガイドラインの見直しが検討されています。

本誌では、今後、ガイドラインの通達等が発出されましたら、詳細について掲載することとします。

- ① チェーンソーによる伐木等作業に関するガイドライン（平成27年12月7日）
- ② かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン
（平成14年3月28日）
- ③ 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン
（平成6年7月18日）